	占用物件			占用料		
				単位	現行	改正後
法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物	第一種電柱				510	570
	第二種電柱			1本につき1年	790	870
	第三種電柱				1, 100	1, 200
	第一種電話柱				460	510
	第二種電話柱				730	810
	第三種電話柱				1,000	1, 100
	その他の柱類				46	51
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1mにつき1 年	5	5
	地下に設ける電線その他の線類				3	3
	路上に設け	る変圧器		1個につき1年	450	490
	地下に設ける変圧器			占用面積1㎡に つき1年	270	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	910	1, 000
	郵便差出箱及び信書便差出箱				380	420
	広告塔			表示面積1㎡に つき1年	1,900	1,800
	その他のもの			占用面積1㎡に つき1年	910	1,000
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの				19	21
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			長さ1mにつき 1年	27	30
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				41	45
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				55	61
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				82	91
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				110	120
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				190	210
	外径が0.7m以上1m未満のもの				270	300
	外径が1m以上のもの				550	610
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	桶奶旭叔	法第二条第二 領第二五号に 東京五名自動よ 東京 大海の設その 大海の設その は線類 は は な と る と る と は の さ り の は る と り の は る と り る り る り る り る り る り る り る り る り る	地下に設けるもの	長さ1mにつき 1年	(新設)	3
			その他のもの		(新設)	10
			を受ける。 では交通の状況を表示す での他の柱類	1本につき1年	(新設)	810
		その他の もの	上空に設けるもの	占用面積1㎡に つき1年	(新設)	510
			地下に設けるもの		(新設)	300
	その他のもの				(新設)	1,000

	⊢ ⊞ #/m //+		占用料		
	占用物件		単位	現行	改正後
法第三十二条	第一項第四号に掲げる施設	L Z	占用面積1㎡に つき1年	910	1,000
法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設	上空に設ける通路			930	900
	地下に設ける通路			560	540
	その他のもの			910	1, 000
法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設		しに際し、一時的に設け	占用面積1㎡に つき1日	19	18
	その他のもの		占用面積1㎡に つき1月	190	180
道路本土下いい条が行った。一直の大学の大学の大学の大学のでは、一個では、大学のでは、大学のでは、大学の大学のでは、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	看板(アーチであるも	一時的に設けるもの	表示面積1㎡に つき1月	190	180
	のを除く。)	その他のもの	表示面積1㎡に つき1年	1,900	1,800
	標識		1本につき1年	730	810
	権 ぞわ	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	1本につき1日	19	18
		その他のもの	1本につき1月	190	180
	幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であるも	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡に つき1日	19	18
	のを除く。)	その他のもの	その面積1㎡に つき1月	190	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1 月	1,900	1, 800
) — ₉	その他のもの		930	900
令第七条第二	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		占用面積1㎡に つき1年	910	1,000
令第七条第三	E号に掲げる施設			Aに○・○三三を乗 じて得た額	Aに○・○三一を 乗じて得た額
令第七条第四 工事用材料	3号に掲げる工事用施設	及び同条第五号に掲げる	占用面積1㎡に つき1月	190	180
令第七条第六 施設	、号に掲げる仮設建築物。	及び同条第七号に掲げる		91	100
令第七条第 十一号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架(もの	の道路の路面下に設ける	占用面積1㎡に つき 1 年	Aに○・○一六を乗 じて得た額	Aに○・○一五を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに○・○二三を乗 じて得た額	Aに○・○二二を 乗じて得た額
	その他のもの			Aに○・○三三を乗 じて得た額	Aに○・○三一を 乗じて得た額
令第七条第十	-二号に掲げる器具			Aに○・○三三を乗 じて得た額	Aに○・○二五を 乗じて得た額
令第七条第十	-四号に掲げる施設			(新設)	Aに○・○三一を 乗じて得た額

[※] Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。